

太枠内を全て記入してください。

押印して下さい

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

年 月 日	整理番号
県 市長 殿	フリガナ
住所	氏名
	個人番号
電話番号	性別
	生年月日



「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

寄附をした年月日と金額を記入します。
（寄附金受領証明書に記載している日付と金額を記入してください）
※同じ自治体へ複数回寄附をした場合、その都度申請書を提出する必要があります。

号のい
合に
場合
書又は

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告をする必要がない場合、
チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

①と②どちらも該当する場合のみ、ワンストップ特例の申請が可能

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をい

に対する寄附金を支出する年の年
出する義務がない者又は同法第12
に対する寄附金を支出する年の翌
該寄附金に係る寄附金税額控除の
該申告書の提出がされたものと

ふるさと納税による寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合のみチェックしてください。
（回数ではなく、寄附先の自治体数）

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をい

（切り取らないでください。）

年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	受付日付印
氏名	殿
受付団体名	県 市

住所と名前を記入してください。

<ワンストップ特例を申請する皆様へ>

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体（自治体）に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体（自治体）以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体（自治体）に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

【ご注意】 確定申告をする方や6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請する方等は、特例が適用されません。

～ワンストップ特例を申請しても適用されない場合～

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした。
- ・ 6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請した。
- ・ 寄附した翌年の1月1日の所在地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請所の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体（自治体）に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、
ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

添付する書類

◆ マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを「寄附金税額控除にかかる申告特例申請書」と一緒に郵送することが必須となりました。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号 確認の書類	個人番号カードの 「裏面」のコピー	通知カードのコピー (住所変更がある場合は確認面もコピー)	個人番号が記載された住民票のコピー
本人確認の 書類	個人番号カードの 表面のコピー	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、名前及び生年月日、住所が確認できるようにコピーする。	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、名前及び生年月日、住所が確認できるようにコピーする。

◆ 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）送付先について

※ ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要な事項をご記入の上、寄附先の自治体のふるさと納税取り扱い窓口へ郵送により提出をお願いいたします。（押印必須）

※ 提出期日：**翌年1月10日（必着）**にてご返送ください。